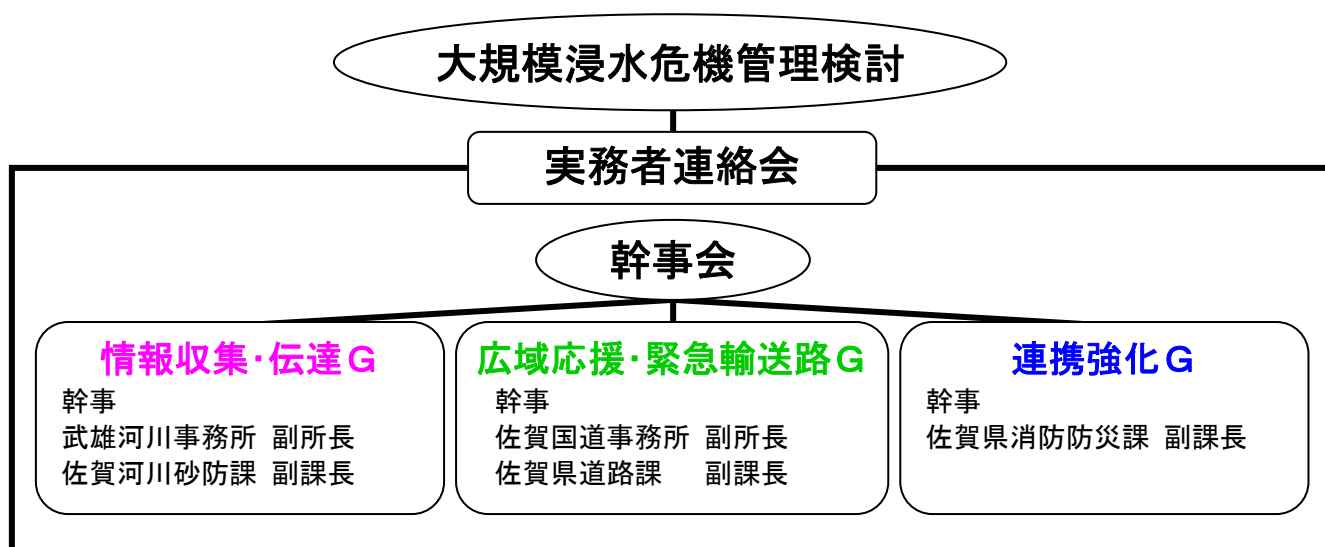


## 2.2 施策の実施体制

- ・ 施策の実施や具体的な運営に関する連絡、調整を実務者連絡会でおこなう。
- ・ 実務者連絡会幹事会は、施策の推進に関するグループ間調整等をおこなう。
- ・ 施策3分野のグループ幹事は、グループの各施策の進行管理をおこなう。また、各施策が連携し、円滑に推進するよう調整をおこなう。



施策の実施体制

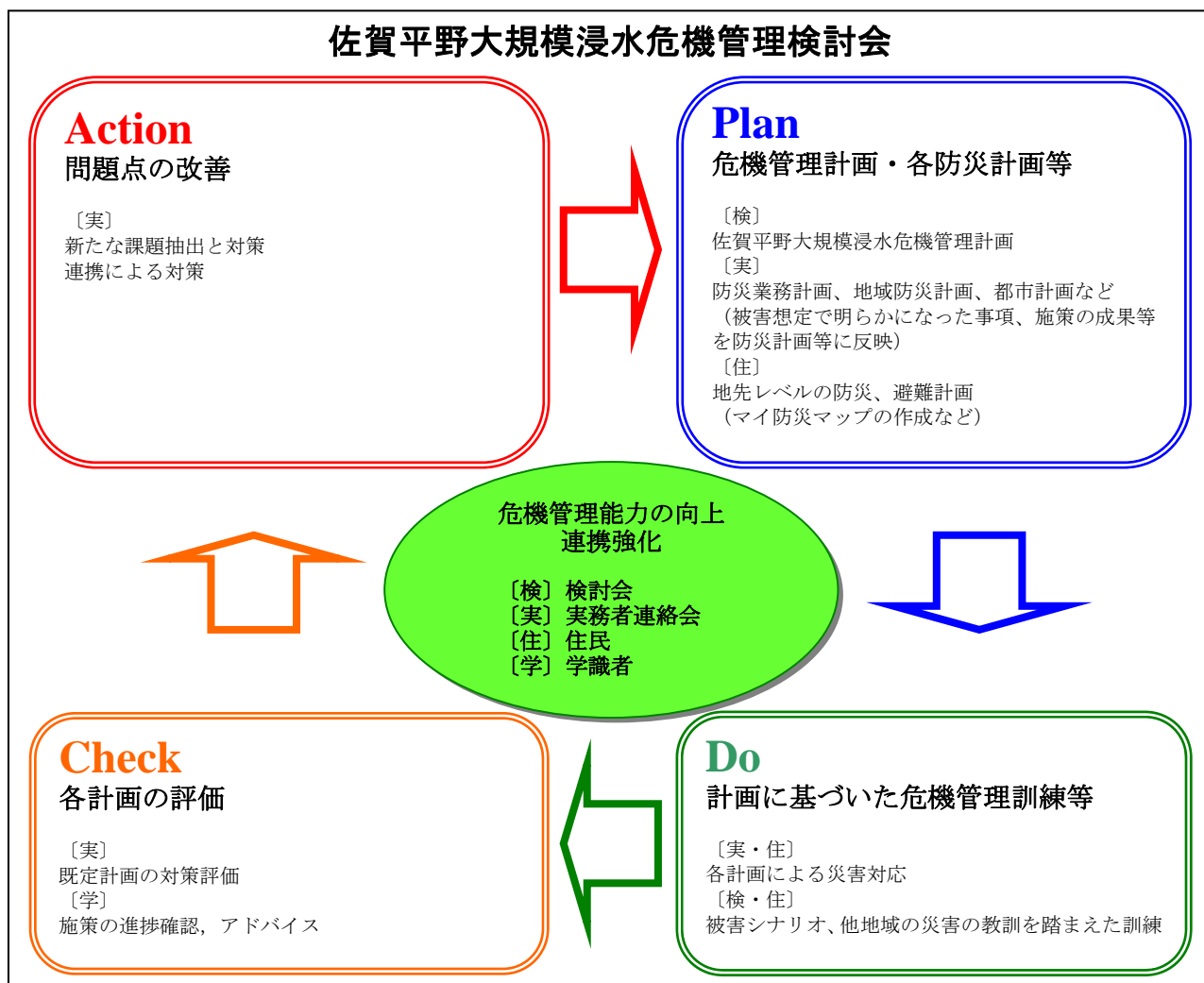
### 実務者連絡会幹事会構成

国土交通省	武雄河川事務所	副所長 (情報伝達・収集グループ幹事)
	佐賀国道事務所	副所長 (広域応援・緊急輸送路グループ幹事)
	筑後川河川事務所	副所長
佐賀県	河川砂防課	副課長 (情報伝達・収集グループ幹事)
	道路課長	副課長 (広域応援・緊急輸送路グループ幹事)
	消防防災課	参事 (連携強化グループ幹事)
佐賀市	消防防災課	課長
白石町	総務課	課長
神埼市	総務課	課長
武雄市	総務課	課長

## 2.3 フォローアップ計画の実践

本計画の被害想定と対策にもとづく危機管理訓練を毎年実施し、継続的に各機関の連携強化を図るとともに、PDCA サイクルに基づいて、本計画を継続的に改善するものとする。また、年に1回程度検討会を開催し、各施策の進捗状況、課題解決への取り組み状況について報告するものとする。

なお、平成22年11月11日にフォローアップ計画の実践ということで実務者連絡会議を中心としたメンバーで机上演習を実施した。



## 2.4 今後の方針

- 平成24年度以降は、継続的に年1回の検討会を実施し、各施策の進捗状況の報告及び次年度の方針等を確認する。また、実務者連絡会幹事会で施策の進捗状況を確認する。
- 危機管理計画を検証するために、毎年自治体持ち回りで危機管理対策訓練（防災訓練、机上訓練等）を実施していく。
- 危機管理対策訓練等の結果により、さらに計画の施策の内容の充実を図っていく。
- 各機関においては、各施策の進捗等によって明らかになった有効な情報共有事項や連携を図るべきと考えられる事項等を地域防災計画、水防計画、防災業務計画書等に反映させることとする。

表 2.1.1(1) 平成23年度の予定

項目	内容	H23年度																	
		4月			5月			6月			7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬									
改訂版作業 5/18幹事会	・「東北関東大震災」の課題整理 ・施策内容の充実					●													
先生事前レク	・改訂版の内容確認等								●										
6/2 第13回検討会	・改訂後の方針 ・改訂版の説明								●										
第2回改訂版公表									公表										
先生事前レク	防災訓練の内容説明											●							
武雄市防災訓練	9/4予定												●						
幹事会	訓練の検証												●						
先生レク	訓練の検証報告													●					
施策の進捗	施策検討G・作業幹事を中心に関係機関と調整しながら進捗を図る																		

表 2.1.1(2) 平成24年度以降の予定

年度		H24年度以降																	
項目	内容	4月			5月			6月			7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬									
幹事会	・年度の方針確認 ・施策の進捗確認			●															
施策の進捗	施策検討グループ毎に随時推進									施策検討G・作業幹事									
危機管理訓練	・県総合防災訓練						●												
	・机上演習・実働訓練等(国、自治体連携)												●						
幹事会	訓練の検証作業												●						
検討会	・施策の進捗確認 ・次年度の方針説明等																●		

## 2. 5 今後の検討課題

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による大震災は危機管理計画として留意すべき点が多く含まれており、これらを踏まえて内容の充実に努める必要があります。

### 【今回の災害で見えてきた課題】

#### 1. 避難時（初期段階）

- 住民の避難意識の向上が必要

→自分は大丈夫という根拠のない意識改革が課題

- 情報の伝え方が必要

→安心・危険情報を一元化して情報提供するしくみが課題

- 住民への確実な情報伝達が必要

→情報が届かない場所にいる人への情報伝達が課題

#### 2. 被災直後から復旧まで

- 被害の全体像の早期把握が必要

→広域被害の安否確認が課題

- 浸水により避難所への避難が間に合わない場合は、建物（自宅・ビル等）の2階以上へ避難する。（浸水深によっては3階以上）

- 帰宅困難者への対応が必要

→帰宅困難者の課題

- 長期に浸水する場合の孤立者対策が必要→ヘリの着陸場所が課題

- 救助活動→消防、警察などによる広域緊急援助隊の派遣

陸上自衛隊、海上保安庁などへの要請による現地派遣

- 浸水区域の救助は漂流物など危険が多く、救助が困難（船外機付きボートなど使用不可）

- 夜中に被災した場合、避難・救助・捜索が困難である。

- 上空からの救助・輸送手段

→被災地での緊急ヘリポートの確保（場所の検討が必要）

- 避難所での情報収集手段が少ない。→ラジオが必要

- 避難所におけるプライバシー問題、トイレの数（断水時のトイレ

用の水、仮設トイレ)の確保など考えておくことが必要。

- 避難者へのケア(病気・けが等の対応、カウンセリング、要望聞きなど)
- 避難所での長期生活を考えた食料、飲料水、物資(毛布、トイレットペーパー、衣類(着替え)、生理用品、医薬品等)の備えが必要。
- 上下水道→給水車の派遣、下水道の控えめな利用の呼びかけ
- 電気、電話、道路等のインフラの早期復旧が必要。
- 風評被害対策→チェーンメールなどの防止の呼びかけ
- 輸送路途絶や被災地の燃料不足による避難所の物資不足の認識や大量物資の輸送手段を考えておくことが必要。

→被災地に物資を早期に輸送するための対策(道路啓開)や燃料確保が課題  
運送会社への要請、高速道路、高規格道路を緊急輸送道路として指定し活用や鉄道の利用など。

- 停電時の病院の対応→自家発電による医療機器への備え(燃料も含めて)
- 医療対策→自治体における災害時の医療協定の締結  
災害緊急医療チームの派遣など
- リエゾン、ボランティア等の人員及び体制の確保  
→リエゾン、ボランティアの育成研修も必要

### 3. 復興段階

- 災害廃棄物の除去→所管を超えた支援が必要  
例)環境省が災害廃棄物対策特別本部を設置  
国交省が建設業界へがれき撤去を要請
- 大量の遺体の収容、保存、火葬等  
→避難所に指定されていない学校や自治体の体育館等に収容。  
遺体の保存には棺やドライアイスなどの確保を図ることが必要。  
火葬場の確保→施設が被災等を受け、機能しない場合一時埋葬も
- 家を失った世帯への援助→仮設住宅建設
- 被災者の受け入れ体制を検討しておくことが必要  
→第2、第3の避難所の確保、集団移転箇所(広範囲にわたり被災する場合)の検討

### 【佐賀平野大規模浸水危機管理計画で留意すべき課題】

- 現在の佐賀平野危機管理計画においては、高潮被害想定は想定最大外力（伊勢湾台風クラス）が有明海に影響を及ぼした既往の実績台風のコースを平行移動させ、有明海の各海岸に最大規模の高潮を発生させるコースを通過した時に海岸堤防を越水した場合を想定しているが、破堤は想定していない。

近年、防護水準を超えるような高潮により、施設の破壊を伴う被害が発生していること、また、当該地域では、いったん破堤が発生すると甚大な高潮はん濫が発生しうること、さらに、三面張り堤防となっていない区間（例えば、河川高潮特殊堤区間）にて越流等が発生すると破堤に至る危険性があること等から、危機管理の観点からの事前対策を考慮しておく必要がある。

- 架空の対策ではなく実際に災害時に行動できる計画

例えば広域避難計画であれば、どの地域の人を、どのタイミングで、どのような手段で、どこに避難させるか等の具体的な行動内容を示した計画の作成と実際に動けるかの検証を実施し、災害時に各機関が連携して機能できる（動ける）しくみをつくる必要がある。